**個人情報の取扱いに関する覚書**

国家公務員共済組合連合会名城病院（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、甲乙間で締結した契約対象業務（以下「本業務」）の遂行における個人情報の取扱に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」）を締結する。尚、甲の運営に直接・間接に関与し個人情報を知り得る立場にある場合は、契約の有無に係らずこの覚書を締結するものとする。

第１条（定義）

　　本覚書における「個人情報」とは、乙の業務遂行に附帯して知り得る甲に関する個人情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる情報を含む）をいう。

第２条（個人情報の取扱）

　　乙は、甲の事前承諾を得た場合を除き、個人情報を本業務の遂行目的以外の目的のために利用し、又は第三者（乙が本業務を再委託する場合の再委託会社は除く）に利用させ、若しくは開示、漏洩してはならない。

２．乙は、個人情報を厳重に保管・管理し、個人情報の漏洩、紛失、毀損等のリスクに対し、必要かつ適切な措置を講じる。

３．乙は、個人情報取扱管理者又は担当者を定め、乙及び本業務に従事する乙の従業員が本覚書の定めを遵守するための必要かつ適切な措置を講じる。

４．甲は、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、毀損等の防止その他個人情報の適切な管理のために、乙と協議の上、必要かつ適切な措置を講ずることができる。

第３条（再委託時の取扱）

　　乙は、本業務の全部又は一部を乙の指定する第三者に再委託する場合、甲より預託を受けた個人情報の安全管理が図られるように、当該再委託先会社との間で本覚書と同等の内容の契約を締結し、当該再委託先会社に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第４条（損害賠償）

　　乙による本覚書の不履行に起因して甲に損害が発生し、当該損害が乙の責に帰すべき事由による場合は、乙は当該損害を賠償する。

第５条（本業務完了後の取扱等）

　　乙は、本業務を終了した場合又は甲から要求があった場合には、個人情報及び個人情報が含まれる全ての物件を直ちに甲に返還又は消去、破棄等の必要な措置を講じ、確認書等により甲の確認を得るものとする。

２．本覚書は契約終了後においても有効なものとする。

第６条（協議事項）

　　甲及び乙は、本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項について、誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

　本覚書締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）　　　名古屋市中区三の丸一丁目３番１号

　　　　名城病院長　　　後　藤　秀　実　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**個人情報の取扱いに関する覚書**

国家公務員共済組合連合会名城病院（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、甲乙間で締結した契約対象業務（以下「本業務」）の遂行における個人情報の取扱に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」）を締結する。尚、甲の運営に直接・間接に関与し個人情報を知り得る立場にある場合は、契約の有無に係らずこの覚書を締結するものとする。

第１条（定義）

　　本覚書における「個人情報」とは、乙の業務遂行に附帯して知り得る甲に関する個人情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる情報を含む）をいう。

第２条（個人情報の取扱）

　　乙は、甲の事前承諾を得た場合を除き、個人情報を本業務の遂行目的以外の目的のために利用し、又は第三者（乙が本業務を再委託する場合の再委託会社は除く）に利用させ、若しくは開示、漏洩してはならない。

２．乙は、個人情報を厳重に保管・管理し、個人情報の漏洩、紛失、毀損等のリスクに対し、必要かつ適切な措置を講じる。

３．乙は、個人情報取扱管理者又は担当者を定め、乙及び本業務に従事する乙の従業員が本覚書の定めを遵守するための必要かつ適切な措置を講じる。

４．甲は、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、毀損等の防止その他個人情報の適切な管理のために、乙と協議の上、必要かつ適切な措置を講ずることができる。

第３条（再委託時の取扱）

　　乙は、本業務の全部又は一部を乙の指定する第三者に再委託する場合、甲より預託を受けた個人情報の安全管理が図られるように、当該再委託先会社との間で本覚書と同等の内容の契約を締結し、当該再委託先会社に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第４条（損害賠償）

　　乙による本覚書の不履行に起因して甲に損害が発生し、当該損害が乙の責に帰すべき事由による場合は、乙は当該損害を賠償する。

第５条（本業務完了後の取扱等）

　　乙は、本業務を終了した場合又は甲から要求があった場合には、個人情報及び個人情報が含まれる全ての物件を直ちに甲に返還又は消去、破棄等の必要な措置を講じ、確認書等により甲の確認を得るものとする。

２．本覚書は契約終了後においても有効なものとする。

第６条（協議事項）

　　甲及び乙は、本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項について、誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

　本覚書締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）　　　名古屋市中区三の丸一丁目３番１号

　　　　名城病院長　　　後　藤　秀　実　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞